

# 会 議 結 果 報 告 書

令和3年4月26日

会議の名称	第27回志木市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
開催日時	令和3年4月26日(月) 9時30分～10時20分
開催場所	庁議室
出席者	市長 香川 武文 副市長 櫻井 正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎 誠一 総務部長 川幡 浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上 孝浩 子ども・健康部長 大熊 克之 都市整備部長 中森 福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島 俊二 議会事務局長 大河内 充 教育政策部長 北村 竜一 防災危機管理課長 篠崎 勉 健康増進センター所長 大野 広幸 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 杉田 明子 秘書政策課長 外立 健一 (計18人)
欠席者	(計0人)
説明員職氏名	秘書政策課長 外立 健一 市長公室長 松永 仁 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 杉田 明子 (計3人)
議 題	(1) 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく本市の対応について (2) その他
結 果	公共施設における夜間区分の新規受付を中止するとともに、既存の予約者に対し協力を要請し、受け入れる場合はキャンセル料を免除するが、受け入れない場合は貸し出すこととする。また、重点措置期間中の昼間の貸出に対するキャンセル料も免除する。
事務局職員	秘書政策課長 外立 健一 秘書政策課主事 村山 健太

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

### 1 開会

（外立秘書政策課長）

令和3年4月23日に政府新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象区域とした新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出した。

この宣言を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条及び志木市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、対策本部を設置する。

### 2 議事（志木市新型コロナウイルス感染症対策本部員は、本部員と表記する。）

#### （1）埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく本市の対応について

外立秘書政策課長より、志木市がまん延防止等重点措置等対象区域に指定されたことを受け、区域内外での要請内容の相違点の説明後、意見交換を行った。

（説明員）

令和3年4月24日の埼玉県第49回新型コロナウイルス対策本部会議において、志木市を含む13市町が新たにまん延防止等重点措置等対象区域に指定された。実施期間は、令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日

（火）までとされた。一部要請は、令和3年4月28日（水）からとされ、令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）までは、措置区域外と同様の要請内容となる。

<県民に対しての主な変更点>

- ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
- ・県境をまたぐ移動の自粛（特に従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往来を控えるよう強く要請）。加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来を控えること。
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用の自粛
- ・路上・公園などにおける飲酒などを控えること

<飲食店に対しての主な変更点>

- ・ 4月28日（水）午前0時から5月11日（火）午後12時まで
- ・ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店、バー、カラオケボックス（ネットカフェ、漫画喫茶を除く）の営業時間の短縮
- ・ 営業時間：午前5時から午後8時まで
- ・ 酒類提供：終日、提供を自粛
- ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

<事業者に対しての主な変更点>

- ・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨

<催物についての主な変更点>

- ・ 営業時間を午後8時まで（酒類の提供は終日自粛）

<劇場等、遊興施設等に対しての主な変更点>

- ・ 営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛する

<埼玉県の対応についての主な変更点>

- ・ 県主催イベント・行事については、原則として、中止、延期又は規模縮小などを行う。

<ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力をお願い>

- ・ 感染が拡大していることに鑑み、ゴールデンウィーク期間中の「日中を含む、不要不急の外出や移動」は控えてください。
- ・ 帰省・旅行については、延期又は自粛をお願いします。どうしても帰省する場合は、帰省までの間、感染リスクの高い場所に行くことを控えるなど、高齢者への感染につながらないように。
- ・ 不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは、避けてください。
- ・ 外食は一人か同居家族（介助者を除く）だけで。同居家族以外との宅飲みも自粛を。買い物も一人で。
- ・ テレワークの推進、学校でのオンライン授業の活用準備を促進。

(説明員)

埼玉県のと請を受け、志木市として市内公共施設の開館及びイベントの実施等について以下のような基準のもと統一的に対応していきたい。

(1) 公共施設等：感染防止対策を取りながら以下のとおり開館すること。

- ・夜間区分の貸し出しはしない。
- ・飲食は原則禁止とする。
- ・大声を発するなどの利用は定員の半分とする。
- ・公園等に看板の設置（バーベキュー等飲食の自粛）

(2) イベント：感染防止対策を講じながら開催の可否を決定すること（三密が避けられない、又は感染防止対策が取れないイベントは中止や延期とするなど、各イベントごとに判断すること）

(3) 会議等：感染防止対策を取りながら開催（夜の会議は避けること）

また、飲食店の営業時間等の協力要請に協力し、利用申請を行った飲食店に対しては、県と市の職員で、実地検査を行う。ゴールデンウィーク期間内の3日間を予定している。実地検査の説明会には、協力金申請などを所管としている市民生活部に出席していただく。規模によっては、全庁での対応も検討する。

(本部員)

協力要請に応じた飲食店に支払われる協力金は決まっているのか。

(説明員)

まだ詳細は決まっていない。

(本部員)

公共施設の貸出について、夜間区分の貸出は禁止するのか。

(説明員)

禁止ではなく、制限を行う。

(本部員)

既に予約済みの夜間貸出については、キャンセルをお願いするのか。川口市、さいたま市では、夜間区分も貸出を行っている施設もあり、整合性を合わせた方がよいのではないか。

(説明員)

既に予約済みで、予定されているものに関しては、やむを得ない案件もある。

(本部員)

前回の緊急事態宣言時では、夜間区分のキャンセルについては、利用料の返金を行った。しかし、昼間のキャンセルによる利用料金の返金についても、統一を図りたい。

(説明員)

昼間に関しては、特に制限を設けていない。ただし、コロナの感染防止によるキャンセルに対しては、キャンセル料をとらない方がよい。

(説明員)

夜間に関しては、あくまで、まん延防止等重点措置等に準じた、志木市の対応としての形である。内容としては、緊急事態宣言とほぼ同内容の要請であるため、志木市としては、夜間区分の新規受付は行わない。既に予約済みの方に対しては、自粛をお願いしていく。

(本部員)

今回の要請では、あくまで午後8時までの自粛要請であるが、志木市としては、夜間区分の新規の受付を中止するという認識でよいか。

(説明員)

まん延防止等重点措置等の要請を受けて、午後8時までの自粛要請であるが、志木市としては夜間区分の新規受付をしないという措置をする。理由としては、施設ごとの対応を統一するためである。

(本部員)

公共施設の対応について、夜間区分の新規の貸出はしない。既存予約分は、20時までの自粛をお願いし、キャンセル料は昼間の時間帯についてもいただかないという形で全庁に通知されるのか。

(説明員)

その内容で周知する。

## (2) その他

<新型コロナウイルスワクチン接種について>

杉田新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長より、新型コロナウイルスワクチン接種についての進捗状況の報告が行われた。

(説明員)

85歳以上の接種券3172通を令和3年4月27日に発送予定である。また65歳以上のワクチンは令和3年4月28日にTMG宗岡、浅野病院うに1バイアル箱ずつ届く予定である。さらに令和3年5月17日～24日の間に、要望通り10バイアル箱が届く予定であり、この分で、75歳以上のワクチン接種がほぼ100%カバーできる見込みである。

(本部員)

医療従事者のワクチンの接種はいつからか。

(説明員)

本日から行っている。

(本部員)

85歳以上の予約は、電話のみか。

(説明員)

電話のみで行い、インターネットでの受付は行わない。

(本部員)

65歳以上の1回目の接種は、7月までに終わるのか。

(説明員)

その予定で進めている。

3 閉会